

令和5年5月 河北町農業委員会総会（第5回）

令和5年5月25日（木曜日）午後2時、河北町農業委員会総会を役場3階301会議室に召集した。

◎ 出席委員氏名（12名）

1番	岡崎 学	委員	2番	布川 峯夫	委員	3番	押野 利浩	委員
4番	関 紀子	委員	5番	奥山 ちか子	委員	6番	木嶋 啓治	委員
7番	堀 和彦	委員	8番	安部 敏明	委員	9番	高橋 清	委員
10番	逸見 三和子	委員	11番	奥山 喜幸	委員	12番	後藤 慶治	委員

◎ 欠席委員氏名（0名）

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（5名）

浅黄 庄一	委員	齋藤 文男	委員	田川 和美	委員
東海林 伸太郎	委員	布宮 聡	委員		

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

宇野 勝 農業委員会事務局長兼農林振興課長
奥山 明子 農業委員会事務局局長補佐兼農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

◎ 議事日程

令和5年5月25日（木曜日）午後2時01分開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案の審議

報第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議第15号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第16号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第17号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議第18号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表

以上の議案を一括上程、開会、開議

○ 宇野事務局長

皆様お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。定刻を過ぎましたので只今から令和5年5月の河北町農業委員会総会を開催いたします。始めに後藤会長よりご挨拶をお願いします。

○ 議長（会長）

皆さん。天気の良い中お集まりいただきましてありがとうございます。まだ田植え終わらない方もいらっしゃると思います。我が家もそうですけども。まず、これからさくらんぼその他の作物大変お忙しくなると思います。まず、事故のないようにだけ十分注意していただいて農作業励んでいただきたいと思います。また、いろいろと報告書の件で皆さん大分苦勞してらっしゃるでしょうけども。まず隣の畑荒れっだっけ、とか。綺麗になったっけ、とか。どこそこの人、あそこのじいちゃん80も過ぎたけど頑張ったっけ、とかその程度でも結構ですので。必ず農業委員としての農地のあっせんですとか、そういうのだけが報告書に記載する用向きではございませんので。人によっては毎日書くような用向きあるかと思えます。大変な作業ですけども、この報告書の作成についてよろしくをお願いします。また今日も推進委員の方々にもおいでいただいて、5月の総会始めますのでよろしくをお願いします。

○ 宇野事務局長

それでは次第に添いまして日程第1から会長より進めていただきたいと思えます。

○ 議長（会長）

最初に、議事録署名委員の指名をいたします。11番 奥山代理、1番 岡崎委員、よろしくをお願いします。

それでは早速議案の方、入らせていただきます。報第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ということで事務局説明をお願いします。

○ 事務局（奥山）

それでは、私のほうから説明させていただきます。座って失礼します。

お手元の資料の1ページをお開きください。報第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

はじめに、申請番号18番 所在地 谷地字嶋（シマ）●●●●、田、ほか4筆で計8,723㎡です。所有者●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続されたものです。取得後も●●●●さんに耕作してもらうとのことです。

次に、申請番号19番 所在地 大字溝延字吉原（ヨシワラ）●●●●、田、ほか4筆で計4,415㎡です。所有者●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、その

後相続された●●●●さんも●●●●年●●月●●日に亡くなり、姉の●●●●さんが相続されたものです。取得後も煙草新田のさくらんぼ畑は自作するほか、田んぼは●●●●さんに耕作してもらうとのことです。

以上2件よろしく申し上げます。

○ 議長（会長）

只今、事務局から説明がありました案件について皆さんから何かご質問がありましたら、よろしく申し上げます。

何も無ければこのまま取り進めさせてください。

それでは次にまいります。報第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明よろしく申し上げます。

○ 事務局（奥山）

はい、資料の2ページになります。報第10号 農地法第18条第6項の規定による通知についてです。

申請番号76番、所在地 谷地字岩木（イワキ）●●●●、畑、ほか2筆で計3,776㎡です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの農地法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、この後、議第15号 農地法第3条の規定による許可申請についてでご協議いただきますが、他の方に貸すためということです。

申請番号77番及び78番、所在地 谷地字弥勒寺（ミロクジ）●●●●、畑、ほか2筆で計909㎡です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの農地中間管理事業を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、こちらもこの後、議第15号でご協議いただきますが、他の方に貸すためとのことです。

次に、資料3ページ、申請番号79番及び80番、所在地 谷地字弥勒寺（ミロクジ）●●●●、畑、1,246㎡1筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの農地中間管理事業を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、こちらもこの後、議第15号でご協議いただきますが、売買のためとのことです。

次に、申請番号81番及び82番、所在地 大字新吉田字新吉田東（シンヨシダヒガシ）●●●●、田、600㎡1筆です。渡し人の、●●●●相続人●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの農地中間管理事業を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、自作のためです。

次に、資料4ページ、申請番号83番、所在地 大字溝延字松木檀（マツキダン）●●●●、畑、1, 014㎡1筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの農地法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、この後、議第17号 農用地利用集積計画（案）の決定についてでご協議いただきますが、農地中間管理事業を通した賃貸借契約のためです。

次に、申請番号84番、所在地 西里字天満（テンマ）●●●●、田、ほか1筆で計1, 089㎡です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの農地法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、こちらもこの後、議第17号でご協議いただきますが、農地中間管理事業を通した賃貸借契約のためです。

次に、申請番号85番、所在地 大字溝延字西浦（ニシウラ）●●●●、畑、ほか1筆で計3, 684㎡です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの農地法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、こちらもこの後、議第17号でご協議いただきますが、農地中間管理事業を通した賃貸借契約のためです。

次に、申請番号86番、所在地 大字溝延字西浦（ニシウラ）●●●●、田、1, 895㎡1筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの農地法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、こちらもこの後、議第17号でご協議いただきますが、農地中間管理事業を通した賃貸借契約のためとのことです。

以上11件になります。よろしく申し上げます。

○ 議長（会長）

はい、皆さんから何かご意見ご質問ございませんか。無ければこのまま進めさせていただきます。

続きまして議第15号 農地法第3条の規定による許可申請について、お願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは資料の5ページをご覧ください。議第15号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

申請番号43番、所有権の移転です。所在地 田井字下田畑（シモタバタ）●●●●、畑、ほか3筆で計2, 183㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、高齢化による経営縮小のためということです。

次に申請番号44番、賃借権の設定です。所在地 所在地 谷地字岩木（イワキ）

●●●●、畑、ほか2筆で計3, 776㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、●●●●さんが新規就農するためです。

次に申請番号45番、所有権の移転です。所在地 谷地字弥勒寺(ミロクジ) ●●●●、畑、ほか4筆で計2, 815㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、高齢化による経営縮小のためということです。

次に資料6ページ、申請番号46番～48番、所有権の移転につきまして、渡し人は、同じく●●●●相続財産管理人●●●●さんです。受け人につきましては、申請番号46番、所在地 谷地字下野(シタノ) ●●●●、畑、451㎡1筆、受け人は●●●●さんです。

次に申請番号47番、所在地 谷地荒町東(アラマチヒガシ) 一丁目●●●●、畑、298㎡1筆、受け人は●●●●さんです。

次に申請番号48番、所在地 谷地字下野(シタノ) ●●●●、畑、ほか1筆で計1, 491㎡、受け人は●●●●さんです。
理由につきましては、いずれも財産整理のためです。

次に、申請番号49番、賃借権の設定です。所在地 谷地字弥勒寺(ミロクジ) ●●●●●、畑、ほか2筆計909㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、●●●●さんの新規就農のためです。

次に資料7ページ申請番号50番、所有権の移転です。
所在地 大字溝延字置揚(オキアゲ) ●●●●、畑、ほか3筆で計3, 398㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、生前贈与ということです。

次に、申請番号51番、賃借権の設定です。所在地 西里字両所(リョウショ) ●●●●●、田、ほか1筆で計2, 965㎡です。渡し人は、法定相続人代表●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためです。

次に、申請番号52番、賃借権の設定です。所在地 西里字塩ノ渕(シオノフチ) ●●●●●、田、2, 765㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためです。

以上10件です。よろしく申し上げます。

○ 議長（会長）

はい、現地調査報告をお願いします。

○ 関委員

43番と50番ですけど、43番の方は、さくらんぼ畑と桃畑でして、雨よけハウスも建ってて、桃畑の方もきれいに草が刈りこまれていて問題ないと思いました。

50番の畑の方はさくらんぼ畑で、田んぼの方は何か植える準備がなってきれいになってたので問題ないと思いました。以上です。

○ 議長（会長）

はい。続きます。

○ 安部委員

はい、44番、45番、49番の●●●●さんが新規就農として借り受ける所を調査してまいりました。ほとんどの畑がさくらんぼとすもも植えられていて、ほとんど綺麗になっているんですけども、一部弥勒寺の方の所が草が刈られていない状態だったので、指導していこうと思います。受け人の●●●●さんですが、2ページ3ページの●●●●さんの息子さんに当たりまして、今園芸試験場で研修受けてまして、この間あった、人・農地プランの顔合わせ会にもこの方には来ていただいております。本人は桃と、今から西洋なしも植えていきたいということで、面積拡大にも意欲があるようでしたので、頑張っていたきたいと思います。以上です。

○ 議長（会長）

はい。ご苦労様でした。ぜひ安部さんの方からもご指導お願いしたいと思います。46番。

○ 奥山（ち）委員

46番と48番下野地区ちょうどひなの湯の先の方になるんですけども、とにかく境が難しい畑の所になるので、多分ここだろう、ということで見してきましたが。一部はさくらんぼが植えてあって、このままやるのかな、と思いましたけども。周りがある程度綺麗に畑として管理されている中にあるので、問題はないと思うんです。

○ 議長（会長）

この後も、ぜひ見ていってください。次51、52番。

○ 岡崎委員

はい、まず51番ですが、先月の新規就農の●●●●さんの奥さんの●●●●さんです。夫婦ですもも等植えて頑張っていくということなので、見守ってきたいと思います。

52番の●●●●さんですけども、ちょっとどういった方かわからなかったんですけども、隣でやってた●●●●さんに聞いたところ、寒河江の方だということで。現地は今桃が植わってまして、まあ若い方なのでこれから頑張ってみていくんじゃないかなと期待しています。

○ 議長（会長）

はい、他地区の方なのでこれからも見守って行ってください。皆さんの方からご意見ご質問ございませんか。

○ 齋藤推進委員

いいですか。

○ 議長（会長）

はい、いいですよ。

○ 齋藤推進委員

51番なんですけども。両所6364番1筆なんですけども。見たらば、田んぼの形跡が無くって、樹園地の部分は伐採されているということで。田んぼだとすれば前の●●●●さんは西里ファームの構成員ですので、構成員の部分に入ってなかったのかな、ということで。だから先程すももを植えるということだったんですけども、その辺、台帳の部分がいまい。あと、現地調査ということで依頼をもらったんですけども漢字とローマ字表記で違ってたので、両方合わせるようお願いしたいと思います。

○ 議長（会長）

はい、これは岡崎委員と齋藤推進委員で西里両所の地目的に田になってる所、これからどうなっていくか見守って行ってください。あと事務局、案内の方整理してください。

他にありませんか。無ければそのまま許可してよろしいでしょうか。

—————賛同の声あり—————

はい、ありがとうございます。それでは次に進めさせてください。議第16号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より、お願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは、資料の8ページをご覧ください。議第16号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明します。

申請番号6番、所有権の移転です。所在地 谷地荒町（アラマチ）一丁目●●●●、畑、388㎡1筆で、渡し人が●●●●さん、受け人が、●●●●さんになります。

申請事由につきましては、小学校に近く、住環境にも優れた当該地を買い受け、住宅の新築を計画するものです。

資料の 28 ページが案内図です。谷地南部小学校のすぐ東側になります。次のページが字切図で、宅地と道路に囲まれています。次の 30 ページが土地利用の計画図となっております。31 ページ 32 ページが建物の計画図になります。

申請地は都市計画区域内の用途地域にあり、許可基準を満たしていると思われま
す。
以上 1 件よろしくお願ひします。

○ 議長（会長）

はい、ありがとうございました。現地確認の報告をお願いします。

○ 木嶋委員

はい、午前中奥山委員さんと行ってまいりました。周り住宅地で学校近く、若い人たちに最適な所だと思います。問題ございません。

○ 議長（会長）

はい、ご苦労様でした。

何か皆さんからご質問ありませんか。無ければ、このまま決定したいと思います。それでは次に進めさせてください。議第 17 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

○ 事務局（奥山）

はい、資料の 9 ページをお開きください。議第 17 号 農用地利用集積計画（案）の決定について、河北町長から依頼があり、審議をお願いするものになります。

資料 10 ページが総括表です。貸借権設定が 39 件です。

資料の 11 ページをお開きください。貸借権設定です。

申請番号 280 番、及び 281 番につきましては、一覧のとおり契約内容となっておりますが、地区の農用地利用改善組合長より利用集積計画を作成するよう申し出があったものです。

次に資料 12 ページから 19 ページ、申請番号 282 番から 318 番につきましては、中間管理事業による貸借権の設定です。いずれも地区の調整会議で協議されたものになります。

以上 39 件になります。よろしくお願ひします。

○ 議長（会長）

はい、何か皆さんからご質問。他の地区のこともありますので。無ければこのまま進めてください。次に、議第 18 号 令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（奥山）

資料の20ページをご覧ください。議第18号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてです。

こちらは令和4年度の点検・評価になります。Ⅰ農業委員会の状況については、現状を記載しております。

資料21ページ、Ⅱ最適化活動の実施状況、(1)農地の集積について、①が1年前令和4年4月時点の現状です。②の今年度末の集積率を64.7%にするという目標に対し、③実績、新規集積面積106ヘクタール、集積面積の累計が1,190ヘクタールで、集積率は67.6%となり、104.5%の達成率となりました。農業委員会の点検結果は、農地中間管理機構と連携し、全地区で農用地利用調整会議を行っている。貸借期間の終了が多い年でもあり、更新と合わせて他の農地も貸借したりしたため集積に繋がったと思われま

次に(2)遊休農地の発生防止・解消について、②ア既存遊休農地の解消、a緑区分の遊休農地の解消の目標面積が(C)にある0.8ヘクタール、資料22ページ行きまして、b黄区分の遊休農地の解消については、県、町、農地中間管理機構等と協議し、基盤整備事業の実施など黄区分の遊休農地の解消のための工程表を策定する。という目標だったんですけども、③実績は、a緑区分の遊休農地が増加してしましまして、解消実績はマイナス2.6ヘクタールでしたので、目標に対しマイナス323.6%となりました。

b黄区分の遊休農地の解消については、河北町耕作放棄地対策協議会において、土地改良区、認定農業者の会等の農業者団体、農業協同組合、村山総合支庁産業経済部等関係機関と話し合いを行ったが、点在する遊休農地について基盤整備事業を行うことは難しく、既存の再生補助事業を活用し、利用価値について再検討が必要という話し合い結果に終わり、工程表の策定には至らなかったものです。

④その他、農地の利用状況及び農地の利用意向調査の実績については、ご覧のとおり実施しましたが、高齢化等で耕作出来なくなったり、周辺の荒廃度が増してきて遊休農地化した一帯の発見があったため面積が増加したこと。新たな遊休農地場所と所有者の特定に時間がかかったということもありまして、意向調査の調査時期はいつもより遅くなってしまったものです。

次に(3)新規参入の促進について、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積を7.2ヘクタールとしておりましたが、資料23ページ、③実績は公表した面積はなかったものです。参考として、親の農地を使用貸借して独立就農した新規参入者が1経営体、0.4ヘクタールありました。

就農研修生受入協議会では、令和4年度はイベントに参加することが出来、短期研修生の受入も再開しました。

次に(2)活動強化月間の設定ですが、①の目標に対し、②のように、7月、1月、3月の取組実績となりました。

次に資料24ページ、(3)新規参入相談会への参加については、年2回参加する目標でしたが、7月新・農業人フェアへ1回の参加という実績でした。最適化推進委員が1名参加し、現地研修や就農に繋げる活動を行いました。

以上のようなことから、農業委員会としての目標の達成状況は、目標に対して期待どおりの結果が得られた。ということになりました。これは、資料26ページの表2というところで、各達成状況による点数化を行いまして、点数合計による標語となります。

資料24ページに戻りまして、最後の表、推進委員等の点検・評価結果については、先月各委員さん方の最適化活動の実施状況表をお渡ししましたが、その点数を資料27ページの点数表で換算した結果、全員が目標に対して期待を(やや)下回る結果となったという、点数に関してはそういう結果となりました。

農業委員会による点検・評価としては、目標を(やや)下回る結果となった。成果目標については、農地の集積目標を達成することが出来たが、新規参入者への所有者からの同意を得て公表することが出来なかったため、意向を把握する際は新規参入者への貸付意向も確認する必要がある。活動日数目標を達成することが出来なかったため、活動状況をこまめに記録することが必要というふうにまとめさせていただきましたが、いかがでしょうか。

その他、資料25ページのⅢ事務の実施状況については、ご覧のとおりの結果となっておりますので、ご覧ください。

○ 議長(会長)

はい、なかなか農業委員、推進委員としての活動、大変です。今のところ、集積を主体にしておりますが、段々と経営規模の拡大に伴って、集約化を進めなければならないのかな、と思っております。あとは畑に関して、山際、あとは溝延の前野、舟戸下、泊川、あとはサビ地区、そういった所が所謂遊休農地あるいは耕作放棄地、なかなか毎年点検して意向調査してるわけなんですけども。回答くださっても回答どおりにはならない、そういった状況もかなり見受けられます。もう1点が新規就農の促進、まあ農業委員の仕事としてこの3つが大きな仕事としてあります。ただ、皆さんの方もあいさつの中でも申し上げましたけども。活動報告書の記入、提出それも入れると4つの大きな仕事があるわけで。なかなかほとんどの方が農家なわけで。自分の経営もしながら、なかなか遊休農地、耕作放棄地の解消とか難しい点もあろうかとは思いますが、ぜひ数値少しでも上げてくださるよう努力していただきたいと思っております。

何か皆さんから活動についての質問等ございましたら、お願いします。無ければ、報告、公表するというところで。数値化しますとシビアな点も出てきますけども。今後とも活動よろしくをお願いします。

一応、これで審議の方は以上になります。

午後2時40分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年5月25日

河北町農業委員会総会議長

河北町農業委員会総会議事録署名委員

河北町農業委員会総会議事録署名委員
